

平成 22 年度定期監査（2）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（2）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小川けいこ前監査委員および宮原義彦前監査委員が本監査の執行に関与し、村上悦栄監査委員および薄井民男監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 22 年 5 月 17 日から同年 6 月 3 日までの間において実日数 12 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

(3) 監査の視点

服務管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。

受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

(4) 監査対象部課

ア 区民生活事業本部 区民部

(ア) 経営課

(イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所 3 か所

練馬、光が丘、大泉

・出張所 13 か所

桜台、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、関、
上石神井、大泉西、大泉北

(ウ) 税務課

(エ) 収納課

(オ) 国保年金課

(カ) 国保収納担当課

イ 区民生活事業本部 産業地域振興部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

(エ) 地域振興課 (以下の施設を含む。)

・光が丘区民ホール

・地区区民館 7 館

北町、貫井、北町第二、氷川台、大泉学園、関町北、光が丘

・地域集会所 12 か所

石神井台、関町、大泉北、旭町、田柄、南大泉、上石神井区民、土
支田中央、東大泉中央、早宮、桜台、春日町

・学童クラブ 6 か所

貫井地区区民館、北町第二地区区民館、氷川台地区区民館、大泉学
園地区区民館、大泉学園地区区民館第二、関町北地区区民館

ウ 農業委員会事務局

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、委託業務の履行確認について不十分な事例が見られたので指導した。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

出張所施設の積極的活用について

区内に 13 か所ある出張所においては、出張所機能再編により平成 20 年 1 月から取扱い業務を縮小し、証明書の発行および区民税等の収納業務を行っているが、自動交付機の設置やコンビニ収納など公金の納付方法の拡大により、全出張所において窓口収納金の額が年々減少している。また、平成 22 年 6 月からは、練馬区で扱う全ての税、保険料のモバイルレジによる納付が可能となったことから、費用対効果の面から施設を維持運営することが効率

的とは言えない施設もあると考える。

一方、出張所に併設する地域集会所はコミュニティ機能を担い地域と密接なかかわりを持っている施設であり、青少年育成地区委員会の拠点でもある。

地域の身近な施設である出張所については、今後さらにサービス向上と事務の効率化に向けた具体的な取組が進められるところであるが、見直しに当たっては、区民のニーズを反映して多くの区民の利用に供される施設となるよう、その有効かつ積極的な活用について検討がなされることを期待するものである。(区民部)